




**電気用品安全法の規定に基づく旧法の表示に係る経過措置の内、  
販売の猶予期間5年のものが終了します。**

平成11年に電気用品取締法(旧法)が電気用品安全法(新法)に改正され、平成13年4月1日に施行されました。規制対象製品には新法マーク(PSE)を表示することが義務付けられました。

その際、既に電気用品取締法に基づく表示を付して市場に流通している規制対象製品については、経過措置として、期限を限って販売又は販売目的で陳列することが認められました。

販売の猶予期間は、対象となる製品ごとに次の表のとおりとなっています。販売猶予期間が5年のものについては平成18年3月31日で終了することになります。

平成18年4月1日以降、新法マークが表示されていない対象製品を販売又は販売目的で陳列することはできません。

	主な対象製品	新法マーク	旧法マーク	販売猶予期間
特定電気用品 (112品目)	電気温水器、電気便座など			平成18年3月31日
	電気マッサージ器、直流電源装置、ヒューズなど			平成20年3月31日
	蛍光灯ソケットなど			平成23年3月31日
特定以外の 電気用品 (338品目)	電気冷蔵庫、電気洗濯機		マークなし	平成18年3月31日
	テレビ、電子楽器、音響機器			
	ゲーム機器など			平成20年3月31日
	電気スタンド、エアコン			平成23年3月31日
	電動工具など			
	電線管など			

当社の取り扱い商品ではヒューズが対象となります。日本製線(株)のヒューズを当社は販売しています。本社営業部の稲垣課長に日本製線(株)がPSEマークを取得しているか確認した処、取得しているとの回答を3月17日に貰いました。ヒューズは平成20年3月31日に販売猶予期間が終了します。

当社は販売会社の為、販売する時に、必ず、PSEマークを確認して、販売する義務を法律は規制しています。また、所轄の都道府県から販売先や数量等の情報開示を求められた場合は、報告義務があります。

**資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)  
の施行令の一部が改正されます。**

### 政令の概要

資源有効利用促進法に基づき、指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に指定されている製品のうち、パーソナルコンピューター等の製品について、指定省資源事業者及び指定再利用促進事業者に係る勧告及び命令の要件に、自ら輸入したものの販売台数を追加し、これらの製品を自ら輸入して販売する事業者を勧告及び命令の対象に追加する。

この法律は平成12年6月に制定され、翌13年4月に施行されました。この法律では、リデュース、リユース、リサイクルを総合的に進めるために特定省資源業種、指定再利用促進製品等、7つのスキームにより対策を講じる仕組みになっています。3Rの取組みが必要となる製品や業種は政令で指定し、それらの事業者が取り組むべき具体的な内容は省令で定めることとなっています。これらの規定により多くの業種及び製品の3Rが促進されるようになります。

この法律は製造、加工、販売、修理などの各段階において、①廃棄物の発生抑制  
②部品等の再利用③リサイクルによる総合的な取組みを実施させる法律と理解してください。

### 対象製品

パソコン、エアコン、コピー機、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機

公布：平成18年3月17日(金)

施行：平成18年7月1日(土)

● **エコビジネス** ●

\* **バイオマスプラスチック** \*

(1)竹や葦といった日本古来の植物からできた繊維をポリ乳酸に混ぜることで、ポリ乳酸の弱点である弱さを克服。なんと！鋼鉄並みの強度。竹や葦を使うことで強度を増したポリ乳酸でつくられたボタンが販売されています(京都市産業技術研究所が開発)。

**地球の温暖化防止の為、これからは、バイオマスプラスチックのボタンを購入してください。**

(2)ダイセル化学工業(株)が開発したバイオマスプラスチックの一つに、酢酸セルロースがあります。これは紙と酢からできるバイオマスプラスチックです。紙に近い性質も残っている為、メガネやゴルフのドライバーの柄に使用されています。肌に触れる部分に使えばしとしとした肌触りです。また、最近では、液晶テレビやノートパソコンにも使用されています。

酢酸セルロースは透明で着色しやすく、成型がしやすく、薬品にも強い。

(3)三菱化学工業(株)と味の素の二社はトウモロコシやサトウキビから作られるデンプンを微生物によって発酵させて『コハク酸』を作り出し、その『コハク酸』にブタンジオール等を化学反応させて『脂肪族ポリエステル』が作れるようになりました。

現在、フィルム等に使用されています。

このバイオマスプラスチックは加熱すると柔らかくなり、加工しやすい。一部の製品は土の中に埋めると微生物に分解されて土に還る生分解性プラスチックの性質を持ちます。

● **CSR(企業の社会的責任)とは** ●

**CSR(Corporate Social Responsibility)の定義**

『企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを取り込み、ステイクホルダー(株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど)に対しアカウンタビリティ(義務・責任)を果たしてゆくこと。この結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと。』

**何故CSRは必要か**

1990年代からのグローバルに広がってきたCSRを求める潮流は、日本社会にも大きな影響を与えるようになりました。2003年には『CSR元年』と呼ばれ、それ以降、CSR専門部署を設置する企業が増え続け、CSR報告書・サステイナブル(持続可能な)報告書や環境報告書(CSR報告を含む)が続々と発行されるほどになりました。

ここ10年来のグローバリゼーションの進展とともに、企業とステイクホルダーとの関係の変化や市場におけるサプライチェーンマネジメントの重要性増大などの国内環境変化を受け、企業社会自体もそのあり方を問い直されてきています。

さらに、社会的に責任ある企業に投資する社会的責任投資(SRI)が普及されはじめ、企業は財務面だけでなく社会・環境などの非財務的な側面も含めて評価され、格付けされるようになったことも、企業がCSRへの対応を迫られる要素となっています。

2004年6月にストックホルムで開催されたISOのCSR国際会議において、SR(Social Responsibility)の規格化(ガイダンス文書)が議決されたことにより、ますますCSR経営に関する注目が高まってきています。

CSRへの対応は、一部のグローバル大企業や上場企業のみが取り組むべきものではなく、上述の『CSRの定義』にあるように、それぞれの企業がどのようにステイクホルダーとの関係をとらえ、アカウンタビリティを果たしていくかということがCSRの基本的な考え方ですから、企業の規模に関係なく重要な経営課題といえます。

**CSRの3つの次元**

SCRは、社会、環境、労働、人権、品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、リスクマネジメント、企業倫理などさまざまなテーマを包含しているため、企業と社会の相互関係を図示するのが非常に困難です。

しかし、CSRとは、不祥事や法律違反に対する責任が問われる、というレベルにとどまるものではありません。また、日常の経営活動のありかたそのものが問われることであって、事業活動と離れたところで何か特別な社会貢献活動が求められているわけではありません。

### CSRの領域

1. 経営活動のあり方	経営活動のプロセスに社会的公平性・倫理性、環境への配慮の取り込み (戦略的取り組み)→CSRマネジメントの中核 環境対策、採用や昇格上の公平性、女性の登用、人権問題、製品の品質や安全性、途上国での労働環境、軍事兵器産業との関係、情報公開など
2. 社会的事業	社会的商品・サービス、社会的事業の開発 環境配慮型商品の開発、障害者・高齢者支援の商品・サービスの開発、 エコツアー・バリアフリーツアー、フェアトレード、地域再開発にかかわる事業、 SRIファンド、など
3. 社会貢献活動	企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動 1) 金銭的寄付による社会貢献活動 2) 施設・人材などを活用した非金銭的な社会貢献活動 3) 本来業務・技術などを活用した社会貢献活動

- ・CSRの領域＝1が基本、プラス2、3も
- ・企業がCSRを果たすこと→持続可能な社会経済システムをつくっていくベース

### CSRに関する誤解

最近では、さまざまな企業のCSRの取り組み事例やCSRの理念が新聞、雑誌、インターネットまたは各種シンポジウムやセミナーで紹介されるようになりました。しかしながら、その中にはCSRの本質を勘違いしているケースも見受けられます。

その例を以下に紹介します。

- ×・・・コンプライアンスや倫理に取り組んでいればCSRをやっているという思い込み
  - ×・・・社会貢献や社会還元をやっているならCSRに取り組んでいるという思い込み
  - ×・・・法的→経済的→社会的責任(倫理)とCSRを段階的に分類して理解してしまう
  - ×・・・CSRとは経済性と社会性のバランスをとることである、と言い切ってしまう
- ・・・等

上記のようなCSRに関する誤解は、『企業がどのようにステイクホルダーとの関係をとらえ、アカウンタビリティを果たしていくか』という本質的な考えが抜けてしまっているため、単にCSRの要素の一部を満たしているだけに留まっていることに気がついていない可能性があります。

変化する市場社会において、『企業に求められる役割は何か』、『キーとなるステイクホルダーを分析し、どのような関係性を作っていくか』、『社会的な課題に対してどのように関わっていけるのか』という企業のあり方を自問するプロセス抜きに、単純に新しい担当部署や制度をつくっても、企業の根本は変わりません。

『CSRとは何か?』という本質的な理解なしに、各企業が横並びの対応だけをして、企業価値を高めることができないということに留意しなくてはなりません。

ISO事務局では、現時点では、CSRの対応は不可能と思います。

以上